

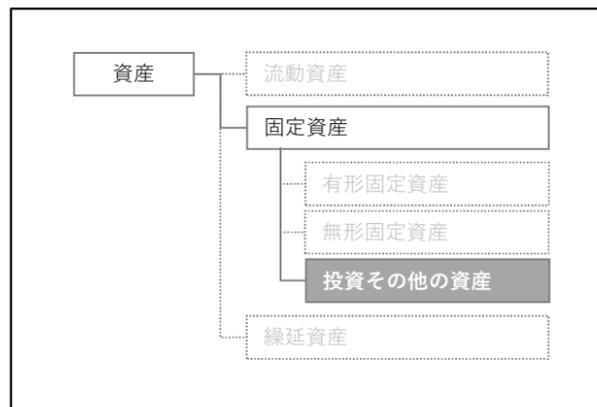
【全体概要図】



1 投資その他の資産とは

⇒ 投資その他の資産とは、固定資産の内、「有形固定資産」及び「無形固定資産」以外の資産をいう。固定資産とは、会社が長期間保有する、現金化等に1年以上かかる資産のことを言い、その中でも設備投資（ソフトウェアや特許権などの無形資産含む）に関わらない資産が投資その他の資産に区分されることとなる。

資産勘定の全体像



投資その他の資産は、大きく分類して、長期的な投資（株式等）、債権、その他の資産に分類される。その他の資産には、現金化、費用化に長期間（目安は一年間）を要し、「有形固定資産」や「無形固定資産」に含まれないものを計上する。

(1) 投資その他の資産の代表的な勘定科目

⇒ 投資その他の資産には、雑多な科目を含むことを前提としているため、例を挙げればキリが無いが、多くの企業では以下のよう
な勘定科目を計上していることが多い。

<ul style="list-style-type: none"> ☑ 子会社株式、関係会社株式 ☑ ゴルフ会員権 ☑ その他有価証券（投資有価証券） ☑ 投資不動産 ☑ 長期貸付金 	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 破産更生債権 ☑ 差入保証金 ☑ 長期前払費用 ☑ 繰延税金資産 ☑ 貸倒引当金（控除項目） 	}	他多数
---	--	---	-----

2 投資その他の資産の評価

⇒ 投資その他の資産は一年間を超える長期の資産であり、帳簿価額を据え置く場合や機械的な償却を行うのみでは、実質的な価値と帳簿価額との乖離（差）が生じてしまう。そのため、投資その他の資産に対しては定期的な評価を行う必要があるのである。基本的に、この評価を全く行わなくてもよい投資その他の資産は存在しない。

評価の方法は対象資産により異なるが、大きくは以下の方法によって評価を行う。

(1) 市場価格による評価（毎決算時に時価評価を行うケース）

⇒ 観測可能な取引市場があり、毎決算時に毎回帳簿価額を市場価格とする方法。
この場合、常に決算時には帳簿価額が時価に置き換わっていることから、帳簿価額と時価の間に差が生じない（ただし、著しい時価の下落がある場合には、減損の検討を行う必要がある）。

例：投資有価証券に含まれる上場株式、上場投資信託など

(2) 各種引当金による評価（毎決算時に要件を満たす場合に評価を行うケース）

⇒ 一定の要件を満たす場合に引当金を計上することで評価を行うケース。
対象資産の帳簿価額を控除するマイナス勘定（引当金）を立てる方法。比較の見積り要素が大きい。
(1)の場合と異なり、常に帳簿価額を時価と一致させるのではなく、一定の評価基準（方法）を設け、その基準を満たした場合に引当金を計上し簿価を切り下げる。原則として取得価額を上回る評価は行わず、評価を切り下げるのみ。但し、引当金の金額が減少することで、帳簿価額が回復することはある。

例：財政状態が悪化した債務者に対する長期貸付金や破産更生債権など

(3) 減損による評価（毎決算時に要件を満たす場合に評価を行うケース）

⇒ 一定の要件を満たす場合に減損損失を計上し帳簿価額を直接減額することで評価を行う方法。
(2)の場合と同様、一定の評価基準に従い、その基準を満たした場合に減損を行い評価を切り下げる。
引当金に対して減損は見積り要素が小さい（基準に抵触した場合、半強制的に減損の適用が求められる）。
取得価額を超える評価を行わないのは引当金と同様だが、引当金の場合、引当額が減少すれば帳簿価額が回復するのに対し、計上した減損は原則として戻しを行わないため、帳簿価額は回復しない。

例：財政状態が悪化した子会社株式、関係会社株式など

【概要】投資その他の資産に対する評価方法

	市場価格による評価	引当金による評価	減損による評価
見積要素	無	有 (比較的大)	有 (比較的小)
時価評価の頻度	毎決算 (四半期、年度等)	一定基準を満たした場合 (比較的企业の裁量有)	一定基準を満たした場合 (比較的企业の裁量無)
評価の範囲 ※減損後帳簿価額	取得価額を上回る可能性あり	取得価額より切り下げのみ (帳簿価額の回復あり)	取得価額より切り下げのみ (原則帳簿価額の回復なし)